

令和5年度 豊橋市次世代自動車購入補助金のご案内

豊橋市では、地球温暖化防止対策の一つとして、以下の次世代自動車を購入する際にその費用の一部を補助する事業を行っています。

補助項目	補助対象者	補助額	補助額上限
電気自動車（軽自動車以外）	(1)個人	本体価格の 5%	6万円
電気自動車（軽自動車）	(2)中小企業等の事業者	本体価格の 5%	3万円
プラグインハイブリッド自動車	(3)リース事業者	本体価格の 5%	3万円
燃料電池自動車	((1),(2)に貸与すること)	本体価格の 5%	20万円

お知らせ

○様式・提出書類・補助対象条件等が変更となりましたので、ホームページをご確認ください。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49739.htm>

○電動バイク、外部給電装置購入加算、太陽光設置住宅加算は、令和5年度の補助項目にはありません。

<添付書類の変更点>

○自動車検査証の写し（軽自動車以外は自動車検査証記録事項の写しも必要です）

○領収に関する書類として、「車両の購入費用に係る領収書等の支払いを示す書類の写し^{*}」が必要となります。

※領収書のほか、銀行の振込明細書など、補助対象者が車両の購入費用を支払った（支払う）ことが証明できるもの

※ローン、クレジット、割賦等の支払方式を利用した場合は、当該支払方式を合意したことが明記されている、補助対象者が契約者となっている契約書等

補助対象者

1. 自ら使用する目的で次世代自動車を購入する個人（市内に住民票があり、かつ居住していること）
2. 事業に使用する目的で次世代自動車を購入し、市内に本社等を有している中小企業等の事業者
3. 上記1、2に該当する個人及び事業者^{*}に貸与し、月々のリース料金から当該補助金相当額分以上の値下がり^{*}を反映し、かつ、要綱で定める使用の期間以上賃貸借契約を行うリース事業者
4. 豊橋市税を滞納していない方
5. 次世代自動車の交付申請書を提出期限内に確実に提出できる方

提出期限は、初度登録日から2か月以内

（受付は令和6年3月29日（金）まで）

○補助金の交付の対象数は

1個人1台、1事業者1台（リースの場合は1使用者に1台）

（過去に補助金を受けられた場合は、使用の期間が経過するまで新たに補助を受けることができません。

ただし、補助金の返還が発生する場合において、補助金の返還をした者は新たに補助を受けることができます。また、補助金の交付を受けた年度により使用期間が異なります。ホームページに「耐用年数以内に車を処分する場合」を参考にしてください。）

申請方法

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。
(提出書類がすべて揃った時点で受付となります。)

購入

表面に記載の提出期限内に、「補助金交付申請書」(様式第 1-1 又は様式 1-2) と添付書類を提出してください。(要綱第 5 条参照)

交付申請書提出

【提出方法】

- 郵送
- 窓口
- メール

※件名に申請者氏名と補助金の制度名を必ずご記載ください。
例：豊橋太郎(次世代自動車)補助金の申請について

【提出先】

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市役所 環境部 ゼロカーボンシティ推進課(西館 5 階)

補助金申請専用 Email：zeroco2shinsei@city.toyohashi.lg.jp

- ①交付申請書等をご提出いただいた後、市は内容の審査を行い、「補助金交付決定通知書」をお送りします。(交付申請書受領後、およそ 2 か月後に通知)
- ②補助金交付決定通知書の発行からおよそ 1 か月後、ご提出いただいた「補助金請求書」(様式第 5)に記載された口座に補助金を交付します。

手続き完了

注 意

○補助金の交付を受けた補助対象車両を新車登録日から起算して交付要綱に定められた使用の期間内(4年)に処分(売却・廃棄等)する場合は、あらかじめ処分承認の申請手続きが必要です。また、補助金の返還が必要となる可能性があります。(補助金の返還手続きには各種証明書(有料)が必要となる場合があります。)

※補助金交付年度により使用の期間が異なります。使用の期間につきましては、ホームページにてご確認いただけます。

【問合せ先】 〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

環境部 ゼロカーボンシティ推進課(西館 5 階)

TEL：(0532) 51-2419 FAX：(0532) 56-5126